



中小企業等外国出願支援事業

募集期間

2020年6月30日まで

目的

知的財産を活用して海外への事業展開を行う京都市内の中小企業者等に対し、特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の外国出願に要する費用の一部を助成します。

支援内容

▼助成対象経費

- ・外国特許庁への出願料
- ・現地代理人費用
- ・国内代理人費用
- ・翻訳費用 など

※当該年度の12月18日までに外国特許庁に出願し、支払いが完了したものを補助対象とします。

※補助対象とならない経費は、企業の全額負担となります。

※日本国特許庁への出願等に係る費用及び日本国内における消費税並びに地方消費税は補助対象となりません。

支援規模

▼補助内容

- ・補助率 助成対象経費の1/2以内（ただし1,000円未満切り捨て）
- ・特許150万円以内/件
- ・実用新案、意匠、商標（冒認対策商標は除く）60万円以内/件
- ・冒認対策商標30万円以内/件

※1企業に対する一会計年度内の補助金の総額は300万円以内、消費税等を除く。

対象者の詳細

▼対象企業

1. 補助対象中小企業者等

(1) 京都市内に本社を有し事業を実施している中小企業者等及びそれら中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者

が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。

(2) みなし大企業に該当しないこと。

(3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。

(4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等であること。

(5) 補助金を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、

または同等の書類を自らの責任で提出できる中小企業者等であること。

(6) 補助事業終了後の状況調査に積極的に協力すること。

(7) 「暴力団排除に関する誓約事項」の記載内容に該当しないこと。

対象地域



お問い合わせ

公益財団法人京都高度技術研究所

地域産業活性化本部 企業成長支援部 担当 堀本

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

TEL：075-366-5222 FAX：075-315-6634

E-mail：horimoto@astem.or.jp

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金